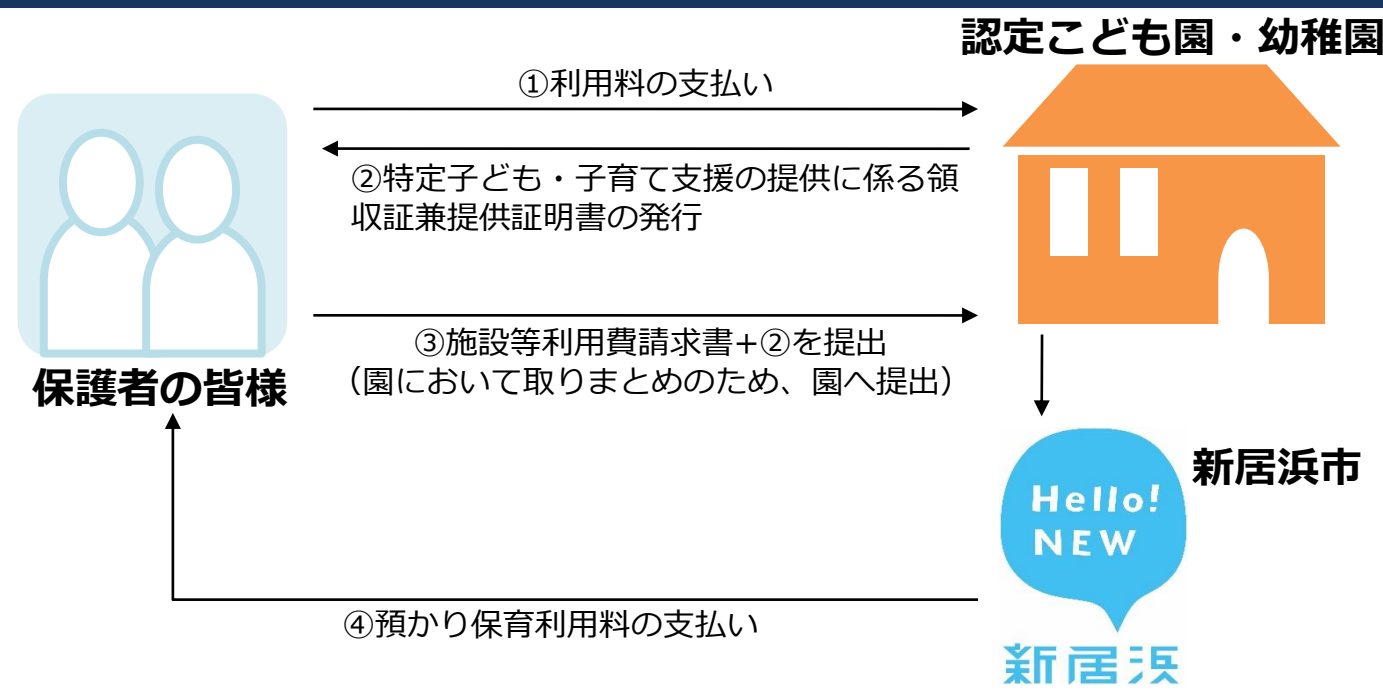


[請求に係る事務の流れ]



- 前提条件
預かり保育料の請求をできる方は施設等利用給付認定通知書の発行を受けている方に限ります。過去に遡っての施設等利用給付認定通知書の発行は原則対応できません。
- 必要書類
 - ①施設等利用費請求書
 - ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（施設において発行）※請求書の「請求者名」、「口座名義人」と施設等利用給付認定通知書の「申請者」（認定保護者）は統一してください。
- 提出先
請求書等の各書類はご利用の施設へ提出してください。（市役所へ直接の提出ではありません。）
- 請求時期及び支払時期について

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
└─┬─┘			└─┬─┘			└─┬─┘			└─┬─┘		
1月末請求 2月末支払い			4月末請求 5月末支払い			7月末請求 8月末支払い			10月末請求 11月末支払い		

施設毎の提出締切は各施設において設定します。ご利用の認定こども園、幼稚園にご確認ください。
※期日までに必要書類がそろわない月の利用料の支払いは翌請求時期に合わせて請求してください。

お問い合わせ先